

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式1注以外の部分、同様式2注以外の部分、第2号様式1注以外の部分、同様式2及び第3号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局総務部総務課)